

県立高校普通科改革推進事業における情報発信業務委託仕様書

1. 委託業務名

県立高校普通科改革推進事業における情報発信業務委託

2. 委託者

佐賀県教育委員会事務局教育振興課

3. 業務の目的

県教育委員会では、県立高校において、学校の魅力や強みを磨き上げ、学校の魅力を発信することにより、県内外からの志願者数を増加させ、学校の活性化を図ることを目的として「唯一無二の誇り高き学校づくり」に取り組んでいる。

今回は、令和5～7年度に普通科改革(※)に取り組んできた高校について、普通科改革に関する情報発信を行うことにより、中学生やその保護者等への周知・理解促進を図ることを目的とする。

(※)普通科改革とは、県立高校普通科において、社会のニーズや生徒の興味・関心等を踏まえた教育の実現を図るため、学科やカリキュラム等を見直す取り組みのこと。

4. 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日(水)までとする。

5. 委託業務の概要

〈県立高校の普通科改革における情報発信業務〉

県立高校普通科において、社会のニーズや生徒の興味・関心を踏まえ、学科やカリキュラムの見直しに取り組むことにより、生徒の能力を伸ばし、高校の特色化や魅力化を促進するため、普通科改革に取り組んでいる。令和5年度から令和7年度にかけて普通科改革に取り組んできた5校(佐賀東高校、鹿島高校、唐津西高校、伊万里高校、神埼高校)について、中学生やその保護者等に対するさらなる周知、理解促進を図るための情報発信を行う。

6. 委託業務の内容

(1)令和5～7年度に普通科改革を実施している県立高校5校の魅力発信のためのスライドショー制作及び SNS 等を活用した PR に係る業務

①スライドショーの基本イメージ

- ・ 訴求対象は、中学生やその保護者等とする。
- ・ デジタルサイネージ、SNS 等を活用した PR 用に加えて、学校ホームページへの掲載、学校説明会等での活用も想定したものとすること。

- ・ 普通科改革を実施している佐賀東高校、鹿島高校、唐津西高校、伊万里高校、神埼高校の学科、コースについて理解促進を図るものとする。
- ・ 普通科改革の目的、学校の現状や課題を理解し、改革について良好なイメージが持てる内容とする。
- ・ 一定時間の滞在が見込まれ、映像視聴が期待できる PR 先を提示すること。

②製作本数等

- ・ 30 秒程度のスライドショーを5校分作成すること。

③企画・構成・撮影

- ・ スライドショー作成にあたっては、シナリオを含めた企画書等を作成すること。
- ・ 教育振興課及び各学校と綿密に協議し内容を固めていくこと。
- ・ 写真(静止画)主体の 30 秒スライドショーとし、新たに撮影する場合の交渉等は受託者が行うこと。
- ・ 各学校から提供された写真、既存の動画から切り出した静止画の使用を認める。動画データ(MP4形式)については、教育振興課から提供する。

④編集

- ・ 必要に応じてテロップやイラストを作成し、わかりやすく伝えること。
- ・ テロップや音楽、ナレーション等の視聴者が見やすい工夫を行うこと。

〈スライドショーの完成イメージ案〉

項目	作成のポイント	時間(想定)
オープニング	学校名を生徒・保護者に訴求できる内容とすること	5 秒
学科コース紹介	当該学科を PR する端的なキャッチフレーズを作成すること	20秒
エンディング		5秒

⑤制作要件

- ・ YouTube、Instagram 等にて再生可能な動画形式で作成すること。
- ・ 映像の解像度はハイビジョン(1280×720)以上とすること。
- ・ YouTube アップロード用のサムネイル画像(動画タイトル含む)を作成すること。

⑥権利関係

- ・ 著作権等の権利関係は十分に確認すること。

⑦成果品

- ・ WEB 公開用動画データと DVD1枚を納品すること。

〈スライドショー完成までのイメージ案〉

時期	内容
5月上旬	受託者の決定
5月中旬	県との打合せ 編集作業
6月上旬	県の最終確認
6月中旬	スライドショー完成

(2)県内外中学生等向けクリアファイル・チラシ作成に係る業務

- ・ 訴求対象は、県内外の中学生及びその保護者とする。
- ・ 県内高校の校名紹介と合わせて、普通科改革を実施している5校(佐賀東高校、鹿島高校、唐津西高校、伊万里高校、神埼高校)の紹介を行うクリアファイルを制作すること。
- ・ 普通科改革の説明等と併せて、令和5～7年度に普通科改革を実施している5校の紹介を行うチラシを制作すること。
- ・ デザイン、取材、写真撮影、ライティング、印刷等のクリアファイル・チラシの制作に必要な全ての作業を実施すること。

※必要に応じて既存の動画から切り出した静止画の使用を認める。動画データ(MP4形式)については、教育振興課から提供する。

- ・ ライティングに係る文字原稿については、教育振興課から提供する素案を基に作成すること。
- ・ 本委託業務で作成したスライドショーを閲覧可能な2次元コードを掲載すること。
- ・ チラシは A4サイズ1枚、両面カラー印刷とする。
- ・ 総印刷枚数は、26,000 部(内訳県内中1～3生約 24000 部、特別支援学校、各高校 300 部×5校、その他関係機関、高校進学説明会配布用)とし、県内の中学校等約90箇所への発送を行うこと。送付先のリストは教育振興課から提供する。
- ・ 発送時期については、6月上旬を予定。
- ・ チラシの内容については、教育振興課と綿密な打ち合わせを行うこと。
- ・ 本業務のために撮影した写真のデータを入れた DVD を納品すること。

(3)県内外中学生等向けポスター作成に係る業務

- ・ 訴求対象は、県内外の中学生及びその保護者等とする。
- ・ 普通科改革の説明等と併せて、令和5～7年度に普通科改革を実施している5校の紹介を行うポスターを制作すること。

- ・ 本委託業務で作成したスライドショーを閲覧可能な 2 次元コードを掲載すること。
- ※2 次元コードについては、教育振興課から提供する。
- ・ 掲載する内容については、教育振興課と綿密な打ち合わせを行うこと。
 - ・ 300部作成すること。
 - ・ 目に留まりやすい場所への掲示を提案すること。

7. 契約上限額

3,435 千円(消費税額及び地方消費税額を含む金額)を上限とする。

8. その他の留意事項

本委託業務は委託者との十分に協議の上、以下の点に留意しながら実施すること。

- ① 事業の運営に必要なかつ適切な人員配置を行うこと。
- ② 本委託業務の実施に係る関係機関との調整や近隣対策等が必要な場合(申請・届け出等含む)は、受託者がこれを行うこと。
- ③ 受託者は、本委託業務を履行する上で知り得た情報について、第三者に漏らしてはならない。
- ④ 受託者は、本委託業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、個人情報保護法(平成 15 年法律第 57 号)を遵守しなければならない。また、個人情報の取扱いについては、県が定める個人情報保護特例及び情報セキュリティーを遵守すること。
- ⑤ 受託者が委託者に引き渡すべき成果物は、佐賀県の所有とする。
- ⑥ 本業務委託の実施のために制作した全ての成果物の著作権(著作権法第 21 条から第 28 条に定める全ての権利を含む。)は佐賀県に帰属し、受託者が複写、複製、抜粋、その他の形式によりほかの用に供する場合は、佐賀県の承諾を受けなければならない。
- ⑦ 受託者は、佐賀県に対し著作権人格権を行使しないものとする。
- ⑧ 受託者の有する前項所定の著作権人格権を侵害する者がいる場合、佐賀県より請求があったときは速やかに佐賀県の請求に従い、当該侵害者に対し、著作権人格権を行使するものとする。
- ⑨ 受託者は佐賀県に対して、成果物が第三者の著作権、産業財産権その他の権利を侵害していないことを保障するものとする。
- ⑩ 受託者は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書等の関係書類、請求書を委託者に提出すること。